

◎佐賀県条例第34号

佐賀県トレーニングファーム整備支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本県農業が地域の絆をその源泉として、地域ごとの特性に応じた多彩な農業を展開し、発展してきたことを踏まえ、新たに就農しようとする者の農業技術及び経営方法の習得に地域が主体となって取り組む研修施設（以下「トレーニングファーム」という。）の整備を県が支援し、地域を支える意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることにより、将来の農業の担い手が夢を持って農業に取り組むことができる体制を構築し、もって本県における農業及び農村の振興に資することを目的とする。

(補助)

第2条 県は、市町が、知事が定めるトレーニングファームの整備に要する費用を補助する場合には、当該市町に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

(役割)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、市町、関係団体等と連携して、トレーニングファームにおける研修が効果的に行われるよう努めなければならない。

2 トレーニングファームにおいて研修を受ける者は、本県農業の新たな担い手であることを自覚し、農業技術及び経営方法の習得に努めなければならない。

3 トレーニングファームを設置する者は、当該研修施設が本県農業の担い手を育成する拠点となるよう、当該研修施設を長期的かつ安定的に運営するとともに、効率的かつ効果的な研修の実施に努めなければならない。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。